

ささゆり トラスト プログラム

(能勢町立能勢ささゆり学園いじめ防止基本方針)

2022(令和4)年4月改訂

能勢町立能勢ささゆり学園

目 次

はじめに	2
第1章 いじめ防止の基本方針	2
1 基本理念	
2 いじめの定義	
3 いじめの基本認識	
4 本校のいじめ防止のための組織	
5 いじめの未然防止・早期発見に向けての年間計画	
第2章 いじめの未然防止	5
《いじめ防止等に関する措置》	5
(1) 児童が主体となった活動	
(2) 教職員が主体となった活動	
第3章 いじめの早期発見	6
第4章 いじめに対する措置	7
(1) 素早い事実確認	
(2) 組織的対応について	
(3) ネット上のいじめへの対応	
第5章 重大事態への対処	12
(1) 調査組織の設置と調査の実施	
(2) 重大事態の報告	
(3) 外部機関との連携	
第6章 その他	13
(1) 校内研修	
(2) 学校評価の活用ならびに家庭との連携	
(3) 地域との連携	
(4) 担任力の向上	
(5) ゆとりを持ち、児童と向き合える時間の創出	
資料	
参考1 1 被害児童生徒のサイン 2 加害児童生徒のサイン	14
参考2 1 教室でのサイン 2 家庭でのサイン	15
別紙1 いじめ発見報告書	16
別紙2 いじめ対応に係る事実確認票	17
別紙3 聞き取り記録用紙	18
別紙4 対応記録用紙	20

ささゆり トラスト プログラム - 能勢町立能勢ささゆり学園いじめ防止基本方針 -

能勢町立能勢ささゆり学園

〈はじめに〉

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利及び基本的人権等を著しく侵害し、児童生徒の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成等に甚大かつ重大な危険を生じさせるものである。

また、いじめは、いつでも、どこからでも、どの児童にでも起こりえるものであり、どの児童も被害者と加害者の両方になりえるという危険性をもはらんでいる。加えて、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画サイトの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にある。

こうした事実をふまえ、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯で愚劣な行為である」、「いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりえる」ということを念頭に、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの早期対応」について、本校として共通理解を図り、組織的に対応していく。

本校としては特に、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」に力を入れて取り組んでいくとともに、いじめが発生してしまった場合には、児童生徒の尊厳を最大限重視し、家庭や地域との連携はもちろんのこと、能勢町教育委員会や子ども家庭センター等の関係機関との連携のもと、早急にいじめ根絶に向けて、組織をあげて適切な対処に全力で取り組むようにする。

さらに、常にいじめがなく安心して生活することができる学校の実現と維持のために、いじめ防止に係る取組を、定期的に振り返り、改善を加えていくようにする。

第 1 章 いじめ防止の基本方針

1. 基本理念

いじめ防止のため、本校は次の 3 点を基本理念として対策を講じる。

- ①いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こりえることから、学校、家庭、地域が一体となり、また、関係諸機関とも連携しながら、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むこと。
- ②いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動のあり方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践すること。
- ③いじめられている児童の立場に立ち、その児童生徒の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決すること。

いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応にあたり、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにていねいな説明を行うとともに、児童生徒、保護者、地域に対して隠ぺいや虚偽の説明は決して行わない。

2. いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法第2条)

3. いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の7つは、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ①いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こりえるものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

4. 本校のいじめ防止のための組織

(1) 名称

「ささゆりトラスト委員会（いじめ、不登校対策委員会）」

(2) 構成員

校長、副校長、教頭、首席、養護教諭、生活指導部部長・副部長、児童生徒支援 CO
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組みの有効性の検証
- ク 「ささゆりトラストプログラム」の見直しと修正

5. いじめの未然防止・早期発見に向けての年間計画

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組む。そのために、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組む。

	項 目	時 期	
いじめ防止等に関する措置	児童・生徒が 主体となった取組	縦割り清掃活動の実施	通年
		校区清掃、あいさつ運動等による異学年交流	適宜
		学級活動・委員会活動等の話し合い活動の実施	通年
		学習発表会、運動会・体育大会、球技大会、 マラソン記録会・マラソン大会	通年
		各学年での校外学習及び集団宿泊的行事	適宜
	教職員が 主体となった取組	ささゆりトラスト委員会の開催	定例会年6回＋適宜
		生活指導部会	毎週
		P T A総会での学校方針の説明	4 月
		学校便り・学級便り等を活用した啓発	適宜
		学級懇談会での話し合い	毎学期実施
		家庭訪問での聞き取り等	適宜
		集会を活用して「いじめ防止」に向けた訓話	適宜
		児童生徒の実態に応じた「わかる授業」の展開	通年
		校内授業研究の実施	1 0 回
		学級実態・実践交流	毎学期
		人権教育、道徳教育、情報モラル教育の推進	通年
	いじめの 早期発見のための措置	ささゆりトラスト委員会の開催	定例会年6回＋適宜
		生活指導部会	毎週
		「いじめ防止」に向けたアンケートの実施	年3回
いじめ・暴力発見報告書		毎月	
アンケートを受けての相談の実施		適宜	
学校教育自己診断の活用		3 学期	
学級実態・実践交流		年間3回	
児童・生徒の発する具体的なサインの作成と共有（※別紙参照）		通年	
学級懇談会での話し合い		毎学期実施	
家庭訪問での聞き取り等		適宜	
過去のいじめ事例の蓄積		通年	
「いじめ防止」にむけた教職員研修の実施		2 学期	

第2章 いじめの未然防止

《いじめ防止等に関する措置》

(1) 児童生徒が主体となった活動

☆望ましい人間関係づくりのために、児童生徒が主体となって行う活動の機会を、年間を通じて設ける。

○縦割り清掃活動の実施

○「校区清掃」「あいさつ運動」等による異学年交流

○児童生徒による学級会、委員会活動等の運営→**特別活動の充実**

○学習発表会・運動会・体育大会・球技大会・マラソン大会等の中で児童生徒が企画・運営をする場面を増やす。

○各学年での校外学習及び集団宿泊的行事等の中で児童生徒のつながりを強め、温かい絆を築いていく。

(2) 教職員が主体となった活動

☆児童生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりをめざす。

○児童生徒の実態に応じた「わかる授業」の展開

○校内授業研究の実施

☆個々の児童や学級の状況把握に努め、児童生徒の様子の変化やサインを見逃さない。

○ささゆりトラスト委員会の開催

○生活指導部会の開催

○学級実態交流

○家庭訪問等での聞き取り

○学校生活全般にわたり、児童生徒の行動や発言等に気を配る

(あらゆるところでアンテナをはる)

☆教育活動全般にわたって、「いじめは絶対に許されない」という人権感覚を育むことをめざす。

○集会等での「いじめ防止」に向けた訓話

○人権教育の推進

○道徳の時間、情報モラル教育の推進

☆家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進する。

○PTA総会での学校方針の説明

○学校便り・学級通信を活用した「いじめ防止」にかかる啓発

○学級懇談会での話合い

第3章 いじめの早期発見

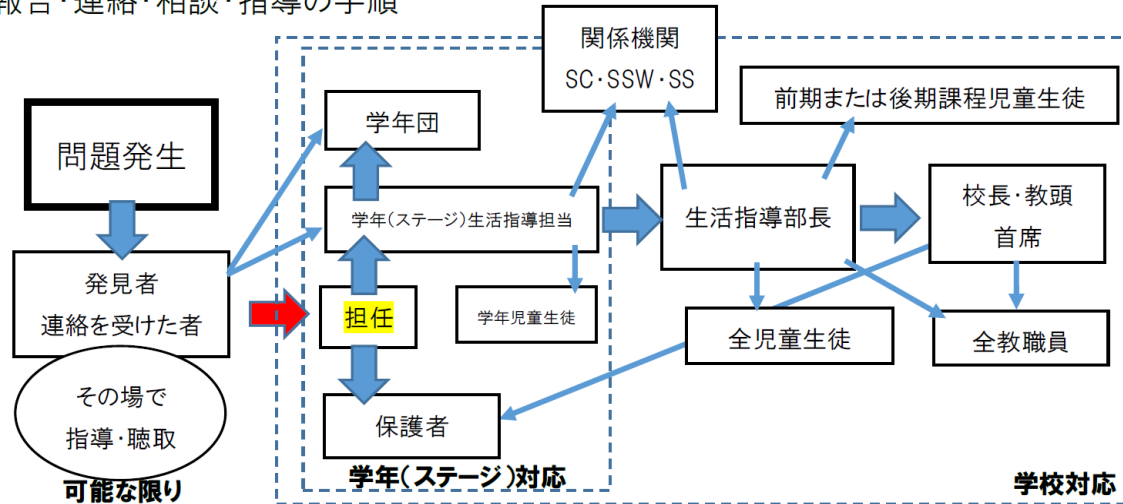
- ① いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。
 - 児童生徒の発する具体的なサインの作成と共有 参考1・2
- ② いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童生徒を対象に定期的なアンケートを実施する。
 - 「いじめ防止」に向けたアンケートの実施（6月・11月・2月）
- ③ アンケートを実施後、必要に応じて、担任を中心に相談を実施する。
- ④ 「ささゆりトラスト委員会」において、アンケート結果や③の相談内容、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図る。情報等の収集については、次の取組等も積極的に活用する。
 - 学級実態交流
 - 学級懇談会での話合い
 - 家庭訪問での聞き取り等
 - 過去のいじめ事例の蓄積
- ⑤ 学校教育自己診断を活用する。
- ⑥ 「いじめ防止」にむけて、教職員研修も実施する。

第4章 いじめに対する措置

(1) 素早い事実確認

問題行動の指導体制について

■ 報告・連絡・相談・指導の手順



■ 問題解決への手順

- ①問題の発見者または連絡を受けた者は、迅速に担任へその概要を伝える。その後、担任→学年(ステージ)生活指導担当→学年団の流れで伝達する。(まとめて報告することも考える。)
- ②当該学年団は、事実を丁寧に確かめ、学年(ステージ)生活指導担当は生活指導部長へ報告する。
- ③関係者(校長・教頭・首席・生活指導部長・学年団・担任・発見者など)で協議する。
- ④協議された内容をもとに、分担して指導にあたる。
全職員の共通理解が必要な場合は、臨時の職員打ち合わせを設定し報告する。
- ⑤保護者連絡し、必要に応じて関係機関や SC・SSW・SS と連携する。
- ⑥記録ファイルに入力する。 ※重大事案に関しては、「ささゆいトラスト委員会」を中心に対応にあたる。

■ 指導マニュアル(基本編)

◇生徒の成長を促す指導をする。

「社会に通用する」という大原則に立ち返り、生徒が自ら考え判断し行動できるように粘り強く指導する。

◇いじめ、安全、触法行為に関することは、その場で厳しく指導する。

緊急性と重要性が高いので、必ずその場で厳しく指導する。日常から、いじめにつながる行為や危険な行動がないかを探す意識をもつ。

◇不要な対立や、無用な誤解を避けるために、慎重かつ丁寧に指導する。

緊急性が低い問題に対しては、偏見や先入観をもち頭ごなしに指導するのではなく、被害者・加害者にかかわらずどのような状況なのか、どうしたいのか、教師に何を求めているかなどを聞き、より良い方向に導く指導・支援をする。

◇学校で起きたことはその日のうちに解決して帰宅させる。

特に、児童生徒が納得しないまま帰宅させざるを得ない場合は、児童生徒が帰宅する前に保護者へ連絡する。

◇複数で対応する。 一人は直接的指導。もう一人は記録者(証人)。

◇授業中の事情聴取は極力避ける。

◇体罰、暴言は厳に慎む。言葉遣いにも注意する。

具体的な措置について（早期・即時の対応と組織的な対応）

【教職員の独自の判断は厳禁・素早く対応することが必要】

※「もう少し様子を見てみよう」「これはふざけあい」「ただのけんかだろう」等の考えは捨てる！

- 「いじめは絶対に許されないもの」との認識に立つ。
- 「早期かつ即時対応」と「組織的対応」の認識に立つ。
- 「いじめられている子どもの側に立つ」ことを大前提にして判断する。
- いじめられている児童生徒や訴えてきた児童生徒の身の安全を最優先にした措置をとる。
- 「小さな芽を小さいうちに摘む」ことを重視する。

① 速やかな報告の徹底

- ・現状の目撃者等の情報受信者→担任→教頭→校長・副校長のルートで情報や状況を直ちに報告する。
- ・情報受信者を中心に直ちに「いじめ発見報告書（別紙1）」を作成し、教頭に提出する。
- ・教頭が、第1次緊急対応会議を招集し、報告書の内容を周知する。

②第1次緊急「ささゆりトラスト委員会」

【第1次緊急「ささゆりトラスト委員会」】

※当該児童に聞き取りをする前に、現在把握できている情報を集約し、その後の事実確認を迅速かつ丁寧に進めるための会議

(1) 構成人員

校長、副校長、教頭、首席、養護教諭、生活指導部部長・副部長、児童生徒支援CO
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター

(2) 資料

○いじめ発見報告書 ○被害・加害児童生徒の学校家庭連絡カード

(3) 会議内容

①事実確認を進めるために把握しておくべき必要事項

→「いじめ対応に係る事実確認票」（別紙2）を活用

- ・いじめの状況（日時・場所・人数・様態 など）
- ・いじめの動機や背景 ・時系列での事実確認
- ・被害児童生徒と加害児童生徒の家庭環境や日ごろの言動や性格、特徴など
- ・本件について家庭が知っていること
- ・教職員や周辺児童・生徒が知っていること
- ・これまでの問題行動等

②事実確認をするための計画

- ・事実確認のための役割分担
- ・被害児童生徒への聞き取り ・加害児童生徒への聞き取り
- ・周辺児童への聞き取り ・当該児童保護者への連絡

③事実確認の実施

【第1次緊急「ささゆりトラスト委員会」における「いじめ対応に係る事実確認票」も活用】

※聞き取りには「聞き取り記録用紙[班別]」（別紙3）を活用

(1) 被害児童生徒への聞き取り

○教職員は、被害者の視点に立ち、「味方」になって支える立場で接する。

○いじめられていることを語りたがらない場合は、性急にせず気持ちに寄り添って話を聞く。

(2) 加害者児童・生徒への聞き取り

○いじめを行っている時の気持ちなどについて話をさせる。

○いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならず、受容的に聞く。

○「いじめは絶対にゆるされない行為」の認識に立つ。

(3) 周辺児童生徒への聞き取り

○事実を確認するこの段階では、周辺児童生徒の行動に対する善悪の判断をしない。

○内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。

○事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。

(4) 被害児童生徒保護者、加害児童生徒保護者に対して

○保護者とは直にあって面談をする。必ず複数教員（担任+1名を原則）で家庭訪問する。

○保護者の立場や心情に配慮し、現状と今後の具体的な対応を説明する。

○保護者の心配していることを明らかにして、終息に向けた今後の見通しについて説明していく。

○保護者（特に被害児童生徒保護者）は、性急な解決を望まれるケースが多い。しかし、学校を全面的に信頼いただき、保護者の判断で行動されることのないようお願いする。また、丁寧に対応していくためにも、指導に係る時間を十分頂けるようお願いする。

・校長・副校長→教頭→首席・児童生徒支援CO→全教職員 のルートで確認事実を周知する。

(2) 組織的対応について

①第2次緊急「ささゆりトラスト委員会」

【第2次緊急「ささゆり トラスト 委員会」】

※具体的な指導方針や指導体制、対応策の決定と実践

※対応の記録には「対応記録用紙[班別]」（別紙4）を活用

(1) 指導方針及び指導体制の決定

○第1次緊急「ささゆりトラスト委員会」のメンバーで具体的な指導方針と対応策を決定

- ・被害児童生徒、加害児童生徒、周辺児童生徒、両保護者への指導方針と具体的対策を決定し、担当を明らかにする。

○実際の対応 → 「対応記録用紙」（別紙6）に記録

①被害児童生徒への対応班

→担任、首席、児童生徒支援CO、養護教諭

②加害児童生徒への対応班

→担任、学年団、児童生徒支援CO

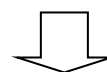
③周辺児童生徒への対応班

→学年団、首席、児童生徒支援CO

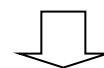
④該当児童生徒保護者への対応班

→教頭、担任、児童生徒支援CO

全教員で分担する



全部の班でいじめ解消を
確認するまで対応を継続する。



必要に応じて、第3次「ささ
ゆりトラスト委員会」、全教職員
による緊急会議を開催する

被害児童生徒対応班

- つらさや苦しさに共感的理解を示す。また、いじめ防止への強い姿勢を伝える。
- 具体的な解決策や加害児童生徒の指導対応などを知らせ、不安や心配を除く。
- いじめ解決まで、学校全体で擁護することを伝える。また、今後の支援を約束する。
- 自分の保護者や加害児童生徒に対するはたらきかけについて、本人の意思を尊重して進める。

加害児童生徒対応班

- 行った行為やいじめに至った理由等について、中立の立場で冷静に確認する。
- グループへの対応の場合は、個別指導と並行して、共通理解をもって聞き取りする。
- いじめ根絶に向け、人権尊重と生命を大切に作る心を育て、再発することがないような豊かな人権感覚を育てる。
- きちんとした謝罪とその方法、今後の決意を明らかにさせる。
- 長所を意識させ、それを生かす生活のあり方や考え方について確認する。

周辺児童・生徒対応班

- いじめの被害者・**加害者**の気持ちを考えさせる。
- はやしたてる行為、見て見ぬふりをするのもいじめであることを再度認識させる。
- いじめを発見した場合の具体的な通報の仕方について再度確認させる。
- いじめを止める、知らせる行為がいかに正義に基づいた勇気ある行為であるかについて指導する。

被害児童生徒保護者対応班

- 確認した事実関係を正確に伝える。必要な場合は、学校としての謝罪を行う。
- 再発防止策、支援方針、今後の対応について、具体的に説明し不安を除く。
- 学校と家庭の今後の対応について、共通理解を持つ。
- 家庭との継続的な報告、連絡、相談の体制を構築し、連携を図る。

加害児童生徒保護者担当班

- 確認した事実関係を正確に伝える。
- 今後の学校としての対応について説明し、共通理解を得る。
- 謝罪について相談の上、確認する。

☆すべて時系列で、記録を取る。また、複数で対応することを原則とする。

☆完全ないじめ解消を、すべての班、全教職員で確認する。

(3) ネット上のいじめへの対応

○ネット上に本校及び本校児童生徒に係る不適切な書き込み等(名誉棄損、プライバシー侵害、誹謗中傷等)を発見した場合、まず学校として問題箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、「ささゆりトラスト委員会」において対応を協議し、関係児童・生徒からの聞き取り等の調査、児童生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

○本校児童生徒に係る書き込みの対応については、削除要請等、被害にあった児童生徒の意向を尊重するとともに、当該児童生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、豊能警察署、能勢町教育委員会等と連携して対応する。

○情報セキュリティポリシーに係る学習会を、児童生徒と保護者に実施し、情報モラル教育を進める。また、PTAと連携し、最新のネット社会の現状と課題を伝えていくようにする。

第5章 重大事態への対処

【いじめによる重大事態とは】

○いじめにより、当該児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いが認められるとき。

○いじめにより、当該児童生徒が相当期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされているとき。

○児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

[重大事態と想定されるケース]

●児童生徒が自殺を図った場合

●身体に重大な傷害を負った場合

(1) 調査組織の設置と調査の実施

「ささゆりトラスト委員会」のメンバーを母体に、能勢町教育委員会ならびに大阪府教育委員会の支援と協力を仰ぐ。具体的な調査組織の構成員については、能勢町教育委員会の指示を仰ぐ。

(弁護士や精神科医、学識経験者、スクールカウンセラー等)

(2) 重大事態の報告

重大事態の事実関係やその他の必要な情報等については、直ちに能勢町教育委員会に報告する。

(3) 外部機関との連携

能勢町教育委員会の指示のもと、豊能警察署、子ども家庭センター等との連携を図る。また、事実関係の調査や事後対応、発生の防止等について具体的な対応を行う。

第6章 その他

(1) 校内研修

- いじめ防止といじめ対応に係る研修機会を、年間計画の中に位置づける。
- 児童生徒一人ひとりが認めあい、高めあえるような集団作り、授業実践に係る研修機会の場を設定する。また、児童生徒の道徳性や道徳的な実践力の向上に係る研修を大切にする。
- PTAとも連携し、児童生徒の発達課題や成長、家庭教育のあり方等に関する研修機会の場を設定する。
- いじめの理解、本校のいじめ発見や組織的な対応のあり方、本方針の周知を目的とした研修会を年度当初に行い、教職員の共通理解を図る。また、本方針について、年度末を目途に、教職員で見直しを図り、必要があると認められるときには改訂をしていく。

(2) 学校評価の活用ならびに家庭との連携

- 学校評価（児童生徒に対する学校生活等を振り返ってのアンケート、保護者に対しては学校教育自己診断や授業アンケート、学級懇談時に意見を聴くなど）を通じて、いじめ防止に向けた学校の取組について検証し、またいじめの情報等があった場合には、「ささゆりトラスト委員会」を機能させ、事実関係把握と早期解決に向けた対応を行う。
- 日頃から家庭との連携は大切にし、保護者との会話等では、児童生徒の家庭での様子や友人関係について常にアンテナをはっておく。

(3) 地域との連携

- 本校では地域の方々にあらゆる場面でお世話になっている。それらの方々との連携を密にし、児童生徒の健全な活動にむけて協力し、共通理解を図る。
- 地域行事への積極的な参加を促し、異学年交流、異世代交流が円滑に行えるように支援する。
- 地域のスポーツクラブ等での活動も、児童生徒の健全な成長に大変役立つこととしてとらえ、スポーツクラブの指導者とも連携し、共通理解を図るよう努める。

(4) 担任力の向上

- 「授業力」「指導力」「学級経営力」の向上を念頭に置き、日々の研鑽に努める。
- 日々の実践を謙虚に振り返り、常に改善を図る。

(5) ゆとりを持ち、児童生徒と向き合える時間の創出

- 校務の精選を図り、児童生徒と対話できる時間、児童生徒の指導改善に役立てる時間を創出することに努める。
- 一部の教職員に校務が偏ったりしないように、分掌の適正化を図る。

参考1

1 被害児童生徒のサイン

被害児童生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で児童生徒を観察し、小さなサインを見逃さないようにする。

場面	サイン
登校時 朝の会	遅刻や欠席が増える。その理由をはっきりと言わない。 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。 体調不良を訴える。 教職員と視線が合わず、うつむいていることが多い。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中等	保健室・トイレに行くようになる。 学習意欲の低下が見られたり、忘れ物が目立ったりするようになる。 机周りが散乱している。 教科書やノートに汚れがある。 授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。 グループにすると、机を離されたり避けられたりする。 グループ分けなどでなかなか所属が決まらない。 本意でない係や委員に無理やり選出される。
休み時間 給食時間等	休み時間に一人で過ごすことが増えた。 遊んでいる時も、特定の相手に必要以上に気を遣う。 遊び仲間が変わった。 持ち物にいたずらされる。 職員室や保健室（もしくはその付近）によく来る。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服の汚れ等がある。 給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。 重いものや汚れたものを持たされることが多い。 一人で掃除をしている。
放課後等	あわてて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。

2 加害児童生徒のサイン

加害児童生徒がいることに気が付いたら、積極的に児童生徒の中に入り、コミュニケーションをとり、状況を把握する。

サイン
教室等で仲間同士が集まり、ひそひそ話をしている。 ある児童生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教職員が近付くと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の児童生徒がいる。 グループで行動し、他の子どもに指示を出す。 他の子どもに対して威嚇する表情をする。 教職員の指導を素直に受け取れない。 特定の子どもにのみ強い仲間意識を持つ。 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉を遣う。 あからさまに教職員の機嫌をとる。教職員によって態度を変える。

参考2

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
朝いつも誰かの机が曲がっている。 嫌なあだ名が聞こえる。些細なことで冷やかしたりする雰囲気がある。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何かが起こると特定の児童生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。 掲示物がはがれていたり、壁等にいたずら、落書きがあったりする。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切。

サイン
学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 ささいなことで怒ったり、家族に八つ当たりしたりすることが多くなった。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがある。 遊ぶ友だちが急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。 学習時間が減る。 成績が下がる。 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。

いじめ・暴力（←どちらかに○） 発見報告書

	確認項目	具体的事実
1	発生日時 (確認日時)	令和4年〇月〇日(木)午後12時20分～午後13時00分頃 (令和4年〇月〇日(木)午後3時30分～午後3時40分頃)
2	発生場所 (確認場所)	2年〇組 教室 (2年〇組教室)
3	発見のきっかけ (どれか1つに <input checked="" type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> 担任 <input checked="" type="checkbox"/> 担任以外の教職員 <input type="checkbox"/> 養護教諭 <input type="checkbox"/> SC、SSW、スクールサポーター <input type="checkbox"/> アンケート等 <input type="checkbox"/> 本人の訴え <input type="checkbox"/> 本人以外の児童生徒の訴え <input type="checkbox"/> 本人の保護者の訴え <input type="checkbox"/> 本人以外の保護者の訴え <input type="checkbox"/> 本人以外の保護者の情報 <input type="checkbox"/> 地域からの情報 <input type="checkbox"/> 学校以外の関係機関からの情報 <input type="checkbox"/> その他(匿名情報等)
4	発見時点での相談 状況(複数 <input checked="" type="checkbox"/> 可)	<input checked="" type="checkbox"/> 担任 <input checked="" type="checkbox"/> 担任以外の教職員 <input type="checkbox"/> 養護教諭 <input type="checkbox"/> SC、SSW、スクールサポーター <input type="checkbox"/> 保護者・家族 <input type="checkbox"/> 学校以外の相談機関 <input type="checkbox"/> 友人 <input type="checkbox"/> その他(地域の人等) <input type="checkbox"/> 誰にも相談していない
5	いじめの態様 毎月調査の①～⑨と一致 (複数 <input checked="" type="checkbox"/> 可)	<input type="checkbox"/> ①冷やかす、悪口等 <input type="checkbox"/> ②仲間はずれ、無視 <input type="checkbox"/> ③軽くぶつかる、たたく、蹴る <input type="checkbox"/> ④ひどくぶつかる…等 <input type="checkbox"/> ⑤金品をたかられる <input type="checkbox"/> ⑥金品を隠されたりする <input checked="" type="checkbox"/> ⑦嫌なこと等をされる(させられる) <input type="checkbox"/> ⑧パソコン等での中傷 <input type="checkbox"/> ⑨その他
6	被害児童・生徒	2年〇組 ○○ ○○ [とらえることができた被害児童・生徒の思いや発言]
7	加害児童・生徒	不明 集団の場合(名前を連記) [とらえることができた加害児童・生徒の思いや発言]
8	内容・状況 (聞き取り等)	[具体的状況・動機や背景・継続の有無とその長さ なども含む] 給食の時間に▲▲教諭が2年〇組の教室に入室した際、○○が泣いていたのを発見。泣いていた理由は、○○の机に鉛筆で「死ぬ」と書いてあったことだとわかった。学年教師団で早急に指導方法を協議し、終礼前に2年生全員を集め全体場で、この件はいじめであることを認識させ、この重大性を学年全体に認識させた。 その後、2年〇組の学級においても担任・副担任が指導を行った。 担任が、被害生徒と話すと、このことについて傷ついてはいないが、自分が書いたと思われるのは嫌だと話していた。 保護者に連絡をし、学校で指導したことを伝えた。
9	情報受信者	〇〇〇〇(2年〇組学級担任)

いじめ対応に係る事実確認票

	確認項目	具体的な内容
1	いじめの発生日時(確認日時)	令和 年 月 日 ()
2	いじめ発生の場所(確認場所)	
3	被害児童生徒	年 名前
4	加害児童生徒(または集団)	年 名前
5	具体的な状況	
6	いじめの動機や背景	
7	被害児童生徒及び加害児童生徒の家庭環境等で特筆すべき事項	[被害児童生徒] [加害児童生徒]
8	被害児童生徒及び加害児童生徒の日頃の言動や性格	[被害児童生徒] [加害児童生徒]
9	家庭からの情報	
10	教職員や周辺児童生徒からの情報	
11	これまでの問題行動等	
12	その他	

